*（造船所の確認書の例）*

 令和　　年　　月　　日

国土交通大臣　殿

住所

氏名又は名称

代表者の氏名

「二酸化炭素の放出の抑制その他の環境への負荷の低減、衝突の防止その他の航行の安全の確保並びに航海及び荷役作業の省力化に資する構造、装置又は性能を定める告示（令和３年国土交通省告示第1171号）」の別表一の各項に掲げる設備等について

本船は、標記に関し、以下の予定であることをご報告いたします。

記

１．令和３年国土交通省告示第1171号の別表一の１の項に規定する装置等

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 号 | 構造及び装置 | 有無 |
| １ | 主機関又は推進装置（イ～ハのいずれかに該当するものに限る。） |
| イ　窒素酸化物放出量削減型主機関（①～③のいずれかに該当するものに限る。）　※注２参照 |
|  | ①　(1)(i)に規定する主機関 |  |
| ②　(1)(ii)に規定する主機関 |  |
| ③　(2)に規定する主機関 |  |
| ロ　電子制御型ディーゼル主機関 |  |
| ハ　電気推進装置 |  |
| ２ | 船橋に設置された主機関の遠隔操縦装置並びに主機関の関連諸装置の作動状況の集中監視及び異常警報装置 |  |
| ３ | 電源自動制御装置 |  |
| ４ | 推進機関の運転に関連のある潤滑油ポンプ、燃料供給ポンプ及び冷却ポンプの予備ポンプへの自動切替装置 |  |
| ５ | 主機関過回転防止装置及び潤滑油圧力低下に対する保護装置 |  |
| ６ | 主機関の燃料油（加熱を要するものに限る。）、潤滑油及び冷却水並びに発電用機関の潤滑油及び冷却水の自動温度制御装置 |  |
| ７ | 燃料油タンク（次のいずれかに該当するものに限る。） |
|  | イ　船底外板及び船側外板をその構造に含まないもの |  |
| ロ　オーバーフロー・ラインを有するもの |  |
| ８ | 機関室内異常警報の機関員居住区域への表示装置 |  |
| ９ | 機関室内火災探知装置 |  |
| 10 | 機関室内ビルジの高位警報装置 |  |
| 11 | 船首及び船尾の係留用ウィンチの遠隔制御装置 |  |
| 12 | 衛星航法装置 |  |
| 13 | 自動操舵装置 |  |
| 14 | 発電用機関（イ～ホのいずれかに該当するものに限る。） |
|  | イ　燃料油（加熱を要するものに限る。）の自動温度制御装置付発電機関 |  |
| ロ　Ａ重油専用発電機関 |  |
| ハ　ターボ・ジェネレーター |  |
| 二　風力発電機関 |  |
| ホ　排気ガス浄化装置付発電機関 |  |
| 15 | 燃料油タンクの遠隔液面監視装置及び高位警報装置 |  |
| 16 | 主機関の運転状態の自動記録装置 |  |
| 17 | ビルジ処理装置（油水分離機能及び油の焼却機能を有するものに限る。）又は廃油焚ボイラー |  |
| 18 | 汚水処理装置（微生物による処理及び塩素又は紫外線による消毒を行うものに限る。） |  |
| 19 | 海事衛星通信装置 |  |
| 20 | 自動衝突予防援助装置 |  |
| 21 | 造水機（主機関で生じた廃熱を利用するものに限る。） |  |
| 22 | 給湯機（主機関で生じた廃熱を利用するものに限る。） |  |
| 23 | （１）～（３）のいずれかに該当するものに限る。 |
| （１）推進関係機器（イ～ハのいずれかに該当するものに限る） |
|  | イ　推進効率改良型プロペラ(①～④のいずれかに該当するものに限る。)  |
|  | ①　プロペラ・ボス取付翼 |  |
| ②　ハイスキュー・プロペラ |  |
| ③　可変ピッチ・プロペラ |  |
| ④　二重反転プロペラ |  |
| ロ　推進効率改良型舵(①～③のいずれかに該当するものに限る。) |
|  | ①　整流板付舵 |  |
| ②　フラップ付舵 |  |
| ③　シリング舵 |  |
| ハ　船尾装着フィン |  |
| （２）エア・シール型船尾管軸封装置 |  |
| （３）風圧抵抗軽減型船首 |  |
| 24 | 船首方位制御装置 |  |
| 25 | 熱効率改良装置（イ～ハのいずれかに該当するものに限る。） |
|  | イ　排気ガスエコノマイザー |  |
| ロ　軸発電機装置 |  |
| ハ　冷却清水熱利用装置 |  |
| 26 | ボイラーを有する船舶（イ～ハのいずれかに該当するものに限る。） |
|  | イ　Ａ重油専用ボイラー |  |
| ロ　自動制御型ボイラー |  |
| ハ　コンポジット・ボイラー |  |
| 27 | 荷役用のサイド・ポート、ランプ・ウェイ又は暴露甲板の鋼製ハッチ・カバー（ポンツーン型のものを除く。）を有する船舶にあっては、その動力駆動装置 |  |
| 28 | コンテナ船、重量物運搬船（制限荷重が百トン以上の揚貨装置を有する船舶をいう。）又は油タンク船（永久バラスト・タンクを有するものを除く。）にあっては、バラスト・タンクの遠隔制御装置 |  |
| 29 | 燃料油タンクの船外からの注油管の弁の数が五以上の船舶（当該弁の集中配置場所が二以下のものを除く。）にあっては、当該弁の遠隔制御装置 |  |
| 30 | ばら積みの液体貨物を輸送する船舶にあっては、当該液体貨物の荷役装置の遠隔制御装置 |  |
| 31 | 平成27年4月1日以後に建造契約を結び建造をする船舶（建造契約がない船舶にあっては、同年10月1日以後に建造に着手されたもの）にあっては、二千四年の船舶のバラスト水及び沈殿物の規制及び管理のための国際条約に適合するものとして当該条約の締約国（締約国となることを予定する国を含む。）が承認（当該条約の発効前の承認を含む。）をしたバラスト水処理装置 |  |
| 32 | 令和3年4月1日以後に建造契約を結び建造をする船舶（建造契約がない船舶にあっては、同年10月1日以後に建造に着手されたもの）にあっては、グレイウォータータンク |  |
| 33 | 令和3年4月1日以後に建造契約を結び建造をする船舶（建造契約がない場合にあっては、同年10月1日以後に建造に着手されたもの）にあっては、ビルジプライマリータンク |  |

注　１　「有無」の欄には、備えている装置等については「〇」、備える必要のない装置等については「－」と記載すること。

　　２　放出海域の区分に応じ窒素酸化物の放出量の基準値が異なるため、令和３年国土交通省告示第1171号の別表一の１の項第１号を確認すること。

２．二酸化炭素放出抑制指標（見込み）

|  |  |
| --- | --- |
| 令和３年国土交通省告示第1171号の別表一の２の項又は３の項において適用される規定 |  |
| 対象船舶に適用する二酸化炭素放出抑制指標の値（基準値）及び二酸化炭素放出抑制指標 | 基準値（注２）：指　標（注３）： (グラム-CO2/トン-マイル) |

注　１　令和３年国土交通省告示第1171号の別表一の２の項又は３の項に定める規定に該当する船舶について記載すること。

２　対象船舶に適用される二酸化炭素放出抑制指標の値については、令和３年国土交通省告示第1171号の別表一の２の項又は３の項において適用される規定に基づき算出した対象船舶の基準となる値を記載すること。

３　対象船舶の二酸化炭素放出抑制指標については、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等の検査等に関する規則第１条の28に規定する国際二酸化炭素放出抑制船舶証書（IEE証書）の追補に記載されている二酸化炭素放出抑制指標（Attained EEDI）又はその見込み値を記載すること。

４　令和３年国土交通省告示第1171号の別表一の２の項又は３の項掲げる船舶以外の船舶に該当する場合は「-」と記載すること。